

令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

令和3年度事業計画に基づき、「暴力団のいない安全で安心な佐賀」を実現するため、警察、弁護士会をはじめ行政機関や地域・職域の暴力団排除関係機関・団体と連携を密にし、暴力相談活動や暴力追放のため広報啓発活動等を重点とした事業活動を推進した。

令和3年度中に推進した主な事業活動は、次のとおりである。

1 暴力団に係る問題を抱える者に対する相談、助言等の支援事業（公益目的事業1）

事業名	事業の内容																													
(1) 暴力団員による不当な行為等に関する相談、暴力団からの離脱等相談事業 (定第4条第1項第3号)	ア 関係機関との連携強化による相談体制の充実 ○ 暴力追放相談委員の委嘱状況 令和3年度中、次表のとおり、弁護士、元少年指導委員、保護司及び警察OBの計29名を委嘱し、連携を強化した。 ※委嘱期間2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>弁護士</th> <th>元少年指導委員</th> <th>保護司</th> <th>警察OB</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	区分	弁護士	元少年指導委員	保護司	警察OB	合計	人員	23	1	1	4	29																	
	区分	弁護士	元少年指導委員	保護司	警察OB	合計																								
	人員	23	1	1	4	29																								
	イ 暴力追放相談の状況 (ア) 相談件数 令和3年度中の相談件数は、102件(前年度比－6件)であった。																													
	<令和元年度・令和2年度・令和3年度相談受理件数対比表>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>118</td> <td>108</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>	年度別	R元年度	R2年度	R3年度	相談件数	118	108	102																					
	年度別	R元年度	R2年度	R3年度																										
	相談件数	118	108	102																										
	<令和3年度「相談別詳細」>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別</th> <th>R3年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力団対策法第9条(暴力的要求行為)</td> <td>0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>みかじめ料要求行為</td> <td>(0)</td> <td>(±0)</td> </tr> <tr> <td>因縁を付けての金品等要求行為</td> <td>(0)</td> <td>(±0)</td> </tr> <tr> <td>離脱・勧誘・加入強要に関する相談</td> <td>1</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>暴力団事務所等に係る相談</td> <td>0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>刑罰法令に該当する行為等に関する相談</td> <td>0</td> <td>-3</td> </tr> <tr> <td>暴力団対策法に関する相談</td> <td>0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>その他の暴力関係相談</td> <td>101</td> <td>-4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>102</td> <td>-6</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別	R3年度	対前年比	暴力団対策法第9条(暴力的要求行為)	0	±0	みかじめ料要求行為	(0)	(±0)	因縁を付けての金品等要求行為	(0)	(±0)	離脱・勧誘・加入強要に関する相談	1	+1	暴力団事務所等に係る相談	0	±0	刑罰法令に該当する行為等に関する相談	0	-3	暴力団対策法に関する相談	0	±0	その他の暴力関係相談	101	-4	合計	102	-6
相談種別	R3年度	対前年比																												
暴力団対策法第9条(暴力的要求行為)	0	±0																												
みかじめ料要求行為	(0)	(±0)																												
因縁を付けての金品等要求行為	(0)	(±0)																												
離脱・勧誘・加入強要に関する相談	1	+1																												
暴力団事務所等に係る相談	0	±0																												
刑罰法令に該当する行為等に関する相談	0	-3																												
暴力団対策法に関する相談	0	±0																												
その他の暴力関係相談	101	-4																												
合計	102	-6																												
(イ) 相談態様																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面談</th> <th>電話</th> <th>文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比率</td> <td>67.6%</td> <td>9.8%</td> <td>22.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面談	電話	文書	比率	67.6%	9.8%	22.6%																						
区分	面談	電話	文書																											
比率	67.6%	9.8%	22.6%																											
(ウ) 主な相談事例																														
<ul style="list-style-type: none"> ○ 組を離脱したいが組長が県内居住を認めてくれないとの相談 ○ 元暴力団員の銀行口座が開設できないので生活保護受給手続きに支障を来しているとの相談 ○ 元暴力団員から組を離脱して5年以上経過しているが、警察の登録から削除されているかどうかを教えて欲しいとの相談 																														

	<p>○ 暴力団員と思われるヤミ金業者から金を借りたが、暴力的な口調で返済を迫られているとの相談</p> <p>○ 暴力団排除条例における5年縛りについての相談</p> <p>○ 暴力団を利用して下請け工事受注を断念させようとしているとの相談</p> <p>ウ 佐賀県民事介入暴力事案対策協議会(三者協議会)の活動状況 佐賀県弁護士会館において、弁護士、県警、暴迫センター三者で協議会を開催し、民事介入暴力事案等に関する意見及び情報交換等を行った。</p> <table border="1" data-bbox="422 427 1264 501"> <tr> <td>令和3年度中の</td> <td>令和3年4月14日、6月23日、9月29日、11月26日、</td> </tr> <tr> <td>開催月日</td> <td>令和4年1月20日 5回開催</td> </tr> </table> <p>エ 特別暴力相談日の開設状況 毎月第2木曜日、暴迫センター内に民暴弁護士、警察、暴迫センターの三者で「特別暴力相談所」(無料)を開設し、相談に対応した。 なお、「特別暴力相談日」の周知徹底を図るため、機関誌「暴迫さが(第29号)への掲載、暴迫センターのホームページ、ポスターの掲示等を行った。</p> <p>オ 暴力追放相談委員連絡会の開催 特別暴力相談日(毎月第2木曜日)に、暴迫センターにおいて、県警、センター職員と暴力追放相談委員(元少年指導委員、保護司)との情報交換等を行った。</p>	令和3年度中の	令和3年4月14日、6月23日、9月29日、11月26日、	開催月日	令和4年1月20日 5回開催
令和3年度中の	令和3年4月14日、6月23日、9月29日、11月26日、				
開催月日	令和4年1月20日 5回開催				
<p>(2) 少年に対する暴力団の影響排除活動 (定款第4条第1項第4号)</p>	<p>ア 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に対する暴力団の影響排除のため、機関紙「暴迫さが(第29号)」への掲載、チラシ「少年を暴力団から守るために」、「少年を暴力団の誘いの手からまもりましょう」等を活用し、講習会・研修会等において広報啓発に努めた。</p> <p>イ 少年指導委員との連携強化 令和3年7月12日(月)鳥栖警察署、7月13日(火)バルーンミュージアム、7月16日(金)鹿島警察署、7月19日(月)唐津警察署において開催された「少年指導委員研修会」に出席し、少年指導委員計33人に対し、暴力団の現状や暴力団からの勧誘・加入強要等防止活動等、少年に対する暴力団の影響排除に関する講話を行った。</p> <p>ウ 風俗営業管理者講習会における暴力団排除等の講話 例年10月から12月にかけて、風俗環境浄化協会が県下3地区で開催された「風俗営業管理者等講習会」に出席し、風俗営業管理者等106名に対し、暴力団情勢や少年に対する暴力団排除等の講話を行った。</p>				
<p>(3) 不当要求情報管理機関に対する援助事業 (定款第4条第1項第8号)</p>	<p>ア 不当要求情報管理機関(競馬、競艇業界)に対する援助 鳥栖競馬場及び唐津競艇場警備担当者との間で随時、暴力団等反社会的勢力該当性の照会や暴力団排除に関する資料提供、情報交換を行い、緊密な連携を図った。</p> <p>イ 同上(証券業界) 令和4年3月3日、佐賀県証券警察連絡協議会総会に出席し、講話や資料提供を行うとともに、協議会加盟各社との情報交換等を行った。</p> <p>ウ 不当要求情報管理機関等連絡会議の開催 令和3年12月3日、不当要求情報管理機関等連絡会議を開催し、不当要求情報管理機関、県内公営競技場警備担当者、県警察本部組織犯罪対策課員、暴迫センター間で情報交換等を行い、相互に緊密に連携した事業・業務を推進することを確認した。</p>				

2 暴力団離脱希望者や暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業(公益目的事業2)

事業名	事業の内容																																																																
<p>(1) 暴力団離脱者援助事業 (定款第4条第1項第5号)</p>	<p>ア 社会復帰支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催 令和3年12月1日、「佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を開催し、県内受け入れ事業所等も参加して、暴力団員の離脱促進と離脱者の就労支援等について協議した。 ○ 社会復帰受入事業所の状況 令和4年3月末現在の受入登録・賛同事業所は、次表のとおりである。 <離脱者受入登録・賛同事業所等> <table border="1" data-bbox="419 607 1347 680"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運送</th> <th>林業</th> <th>観光</th> <th>看板</th> <th>ビル管理</th> <th>電気工事</th> <th>サービス</th> <th>農業</th> <th>造園</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 離脱希望者等に対する支援の強化 令和3年度の離脱・社会復帰に関する相談は6件である。 <平成4年度以降の離脱・就労状況></p> <table border="1" data-bbox="419 824 1219 936"> <thead> <tr> <th>年別(平成)</th> <th>4~</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>50</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>就労件数</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 更正援助費の支給 令和3年度の更生援助費の支給は、該当事案がなかった。</p>	区分	運送	林業	観光	看板	ビル管理	電気工事	サービス	農業	造園	計	事業数	3	1	1	1	1	1	1	2	1	22	年別(平成)	4~	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	計	相談件数	50	3	4	2	5	4	7	9	8	5	4	6	107	就労件数	21	1	0	1	0	0	4	3	1	1	0	0	32
区分	運送	林業	観光	看板	ビル管理	電気工事	サービス	農業	造園	計																																																							
事業数	3	1	1	1	1	1	1	2	1	22																																																							
年別(平成)	4~	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	計																																																				
相談件数	50	3	4	2	5	4	7	9	8	5	4	6	107																																																				
就労件数	21	1	0	1	0	0	4	3	1	1	0	0	32																																																				
<p>(2) 暴力被害者の救済・支援事業 (定款第4条第1項第9号)</p>	<p>ア 見舞金支給制度等の周知 暴力追放運動等に関連して傷害を受けた被害者への見舞金支給は、該当事案はなかった。 引き続き、同制度について、機関紙「暴追さが」等による広報や講習会・協議会等において周知徹底を図ることとした。</p> <p>イ 民事訴訟等の支援 訴訟費用の無利子貸付についても、該当事案がなかった。 前同様に、機関紙や協議会等において周知徹底を図ることとした。</p>																																																																
<p>(3) 暴力団事務所撤去運動に伴う支援事業 (定款第4条第1項第6号)</p>	<p>ア 暴力団事務所撤去運動等に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格都道府県センター制度の運用状況 本制度の適用には至っていないが、佐賀市内の道仁会系組事務所の撤去問題に対し、平成26年度に「佐賀市中心地域安全安心なまちづくり協議会」が発足、その後、住民説明会の開催や定期的に県警、暴追センター等との連絡会議を開催し情報交換等実施しているが、現時点、住民の平穏を脅かす状況にない。 なお、令和4年度以降も引き続き、住民、県警、弁護士会と暴追センター等が情報交換、連携して暴力団事務所の撤去等住民の不安除去に向けて取り組むこととしたい。 <p>イ 緊急対策基金の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入 令和3年7月1日 1件 1,500円 ○ 現残高(令和4年3月末現在) 53,918,140円 <p>ウ 資金支援 事案なし</p>																																																																

(4) 民間の暴力団排除組織に対する講師派遣、活動助成金支給等の支援事業
(定款第4条第1項第2号)

ア 民間・企業等暴力団排除活動団体等への支援
民間の職域及び地域の暴排団体、行政・企業の研修会等へ講師を派遣するとともに、暴排資料等を配布するなど支援した。

<令和3年度、暴排協議会・研修会・講習会等への出席状況>

会議種別 区分	各種協議会等		研修会等		合計
	行政	企業等	行政	企業等	
回数	2	6	1	9	18

なお、令和3年度に暴排組織が行う活動に対する助成金の支給はなかった。

イ 行政対象暴力対策の強化

上記表のとおり、国・県・市等の協議会・研修会に講師を派遣し、暴力団等反社会的勢力の現状と対策、不当要求への具体的対応要領の教示、資料の提供等の支援を行った。

ウ 各種協議会・研修会・講習会等への出席・講話等状況

<令和3年度「協議会」出席状況一覧表>

No.	開催月日	開催協議会名称
1	7月6日	2021年度佐賀県生保・警察連絡協議会
2	7月29日	令和3年度佐賀県建設業暴力追放対策協議会
3	10月27日	佐賀県建設業暴力追放協議会佐賀地区委員会
4	11月17日	令和3年度九州地方整備局(佐賀県内)暴力団等追放連絡協議会総会
5	11月18日	第36回佐賀県損害保険防犯対策協議会

<令和3年度「研修会等」出席状況一覧表>

No.	開催月日	会議・研修会名称等
1	6月1日	(一社)小城建設業協会定例会
2	7月12日	少年指導委員研修会(鳥栖署)
3	7月13日	少年指導委員研修会(バルーンミュージアム)
4	7月16日	少年指導委員研修会(鹿島署)
5	7月19日	少年指導委員研修会(唐津署)
6	10月19日	風俗営業管理者研修(メートプラザ佐賀)
7	10月28日	風俗営業管理者研修(相知交流文化センター)
8	11月12日	風俗営業管理者研修(武雄市文化会館)
9	11月26日	風俗営業管理者研修(メートプラザ佐賀)
10	12月6日	風俗営業管理者研修(メートプラザ佐賀)

3 暴力団追放に関する研修、講習による専門的知識、技能の普及や人材の育成事業

(公益目的事業3)

事業名	事業の内容															
(1) 不当要求防止責任者講習事業 (定款第4条第1項第7号)	<p>ア 「不当要求防止責任者講習」の計画的かつ効果的な実施 暴力団対策法に基づき、県公安委員会から委託を受け、各事業所で選任されている責任者に対し「不当要求防止責任者講習」を実施した。 令和3年度は、佐賀、鳥栖、唐津、武雄の4会場等において合計25回、590人を対象に実施した。 受講者は、講習開設(平成4年)以来、17,057人を数えている。 <令和元年度・令和2年度・令和3年度における受講者の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>+3</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>989</td> <td>646</td> <td>590</td> <td>-56</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 講習内容の充実</p>	年度別	R元年度	R2年度	R3年度	増減	実施回数	26	22	25	+3	受講者数	989	646	590	-56
年度別	R元年度	R2年度	R3年度	増減												
実施回数	26	22	25	+3												
受講者数	989	646	590	-56												

講習には、

警察本部組織犯罪対策課暴力団排除担当係員(毎回)

弁護士会民暴弁護士による講義(年間5回)

等を組み入れ、DVD等の視聴覚教材を活用してのロールプレイング等を実施し講習内容の充実に努めた。

<令和3年度開催状況一覧表>

No.	開催月日	曜日	会議・研修会名称等	人数
1	5月14日	金	佐賀市「佐賀アバンセ」	11
2	5月24日	月	武雄市「武雄文化会館」	18
3	5月28日	金	佐賀市「佐賀アバンセ」	21
4	6月7日	月	唐津市「唐津ふれあい館りふれ」	26
5	6月23日	水	鳥栖市「サンメッセ鳥栖」	21
6	6月25日	金	唐津建設業協会	16
7	6月29日	火	佐賀市「佐賀アバンセ」	20
8	7月9日	金	武雄市「武雄文化会館」	21
9	7月13日	火◎	佐賀市「佐賀アバンセ」	20
10	7月14日	水	佐賀県庁	40
11	7月15日	木	唐津市「J A唐津本所」	26
12	7月29日	木	佐賀市「佐賀アバンセ」	20
13	7月30日	金	鹿島市役所	17
14	8月5日	木	佐賀市「佐賀アバンセ」	25
15	8月18日	水	鳥栖市「サンメッセ鳥栖」	23
16	9月17日	金	佐賀市「佐賀アバンセ」	23
17	9月29日	水	佐賀市「佐賀アバンセ」	15
18	10月14日	月	鳥栖市「サンメッセ鳥栖」	18
19	10月21日	木◎	武雄市「武雄文化会館」	24
20	11月19日	木	佐賀市「佐賀アバンセ」	25
21	11月24日	水	神埼建設業協会	25
22	11月25日	木	唐津市「唐津ふれあい館りふれ」	30
23	12月14日	火◎	佐賀市「佐賀アバンセ」	31
24	12月15日	水	建設業協会佐賀	37
25	12月20日	月	武雄市「武雄文化会館」	37
				590

※凡例「◎」は弁護士講話

なお、受講者の職業別状況は、次表のとおりである。

<職種別一覧表>

業種	鉱・製造業	建設・不動産	電気・運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業	飲食・風俗・遊技	公務員	その他	合計
人員	22	199	31	13	47	138	15	124	1	590

(2) 少年指導委員に対する研修事業
(定款第4条第1項第10号)

ア 少年指導委員研修会の開催(前掲)

令和3年7月12日(月)鳥栖警察署

7月13日(火)佐賀市青少年センター

7月16日(金)鹿島警察署

7月19日(月)唐津警察署

において開催された「少年指導委員研修会」に出席し、少年指導委員計33人に対し、暴力団の現状や暴力団からの勧誘・加入強要等防止活動等、少年に対する暴力団の影響排除に関する講話を行い、助言・指導した。

イ 広報資料等の活用

チラシ「少年を暴力団から守るために」、「少年を暴力団の誘いの手から守りましょう」等を各種会議等での配布や講話の資料として活用した。

4 広報啓発事業(公益目的事業4)

事業名	事業の内容
(1) 暴力団員	ア 暴力追放のための広報啓発資料の作成と配布

による不当な行為の防止に関する知識の普及を図るために行う広報啓発事業及び思想の高揚
(定款第4条第1項第1号)

○ 資料の作成・配布

・機関誌「暴迫さが」(No.29号)	3,000部
--------------------	--------

○ 資料の配付

・全国暴力追放運動推進センターだより	360部
・小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」	500部
・不当要求防止責任者講習教本	600部
・その他暴力団社会復帰・少年の加入阻止チラシ	
・不当要求防止等対応マニュアル・チラシ類	

イ 暴力団排除条例の周知徹底

県警組織犯罪対策課と連携し、機関紙「暴迫さが(No.29)」への掲載、チラシ「暴力団排除条例の適用事例」等を作成し、不当要求防止責任者講習会や協議会・研修会等において周知徹底を図った。

+ ウ 令和3年「地域安全・暴力追放県民大会」の中止

令和3年「地域安全・暴力追放県民大会」については、10月8日(金)、佐賀市文化会館中ホールにおいて開催予定で諸準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染予防対策の関係で同大会を中止することとした。

エ 標語の募集と表彰

県防犯協会と連携し、暴力追放をテーマに標語を募集し、優秀作品については入選作品集等に掲載し賞揚した。

※ 令和3年度 標語 (特選1、優秀1、佳作1)

(2) 暴力団員等に関する調査研究活動
(定款第4条第1項第1号)

ア 暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査の実施

令和3年度も不当要求防止責任者講習受講者を対象に「暴力団等反社会的勢力に関するアンケート調査」を複数回答方式で実施した。

<実施期間> R3. 5~R3. 12

- ・受講者 590名
- ・回答者 573名

<回答>

- ・不当要求を受けたことがある者~46名(全体の8%)
- ・要求への対処~断った 35名(要求を受けた46名の76%)
- ・相手方の出方~そのまま引き下がった24名(断った35名の68.6%)

イ 調査・資料収集活動

(7) 全国会議等への出席

全国暴力追放運動推進センターや九州ブロック暴力追放運動推進センター等主催の研修会・研究会が計画されていたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、軒並み中止等となったが、各都道府県暴迫センター職員等とは適宜情報交換等を行い、事業活動に反映させた。

令和3年4月21日	全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会(インターネット会議)
令和3年7月5日	九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会(インターネット会議)
令和3年9月14日	全国暴力追放運動センター専務理事・事務局長等研修会(インターネット会議)

(4) 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析

新聞その他の刊行物や各種相談・照会等によって収集した暴力団関係情報をデータベース化し、講習会や研修会、相談業務等に活用した。